

柏崎市特別の理由による任意予防接種費用の助成のお知らせ

骨髄移植手術等により、接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する方に対して、経済的負担の軽減と感染及び発病の予防のため、再接種費用を助成します。事前手続きが必要ですので、子育て支援課までお問い合わせください。

対象者

- (1) 骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
- (2) 予防接種の再接種を受ける日において、柏崎市に住民票(住民登録)があること
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定により接種してあること

助成の対象となる予防接種

- (1) 予防接種法第2条2項に規定するA類疾病にかかるものであること
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること
- (3) (1)の予防接種のうち、四種混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌については下記の年齢まで、それ以外の予防接種については20歳未満の接種であること
 - ・四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) : 15歳未満
 - ・BCG(結核) : 4歳未満
 - ・ヒブ : 10歳未満
 - ・小児用肺炎球菌 : 6歳未満

助成金額

予防接種にかかった費用

ただし、柏崎市個別予防接種業務委託契約の金額を上限とします。

手続き方法

再接種を受ける前に必要な手続きがありますので、ご確認ください。

(1) 再接種前の手続き

- ① 再接種を受ける前に、子育て支援課(元気館内)へお問い合わせください。
- ② 子育て支援課から「柏崎市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書」と「柏崎市特別の理由による任意予防接種助成対象者街頭理由書」をお渡します。
- ③ 申請書に必要な事項を記入してください。理由書は、主治医から必要事項を記入していただきます。
- ④ 申請書と理由書に、母子健康手帳（骨髄移植手術その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）又は当該予防接種の接種履歴が確認できるものの写しを添えて子育て支援課へ提出してください。

(2) 助成認定

申請を受理後、助成の認定を行い「柏崎市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定通知書」を発行し送付します。

※ 不認定の場合は、「柏崎市特別の理由による任意予防接種費用助成対象不認定通知書」を送付します。

(3) 再接種・費用の支払い

認定書を受け取った後、医療機関で再接種を受けます。接種費用については、いったん全額自己負担でお支払いください。その際、医療機関から次のものを受け取ってください。（助成の申請に必要となります。）

- ・領収書
- ・接種に使用した予診票又は、当該履歴が確認できるもの（写し可）

(4) 接種費用の助成申請

事前申請した予防接種の再接種日から6か月以内に、次の書類を提出してください。

- ・柏崎市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書
- ・領収書原本（接種対象者の氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名が記載されているもの）
- ・接種に使用した予診票又は当該履歴が確認できるもの（写し可）

(5) 助成金の交付決定・支給

申請を受付後、助成金交付の審査を行い、「柏崎市特別の理由による任意予防接種費用助成金支給決定通知書」を発行し送付します。その後、助成金を支給します。

<申請・お問い合わせ先>

柏崎市子育て世代包括支援センター（柏崎市役所 子育て支援課）

〒945-0061 柏崎市栄町 18 番 26 号 ☎0257-20-4215